

防犯灯等 LED 化業務委託

仕様書

本仕様書は、鳩山町（以下、「本町」という。）が行う「防犯灯等 LED 化業務委託（以下、「本業務」という。）」にかかる基本事項について定めるものである。

1 業務名称

防犯灯等 LED 化業務委託

2 業務の目的

鳩山町は防犯灯約 1,800 基（概算）の照明施設を管理しており、その大半が水銀を利用する蛍光灯であり、今後一斉に更新時期を迎える可能性がある中、LED 化の更新は進んでいない現状である。

加えて、平成 29 年 8 月に発効された国際条約「水銀に関する水俣条約」により、水銀ランプの製造及び輸出入が令和 3 年より禁止になったことから、水銀ランプを使用する照明灯の更新を早急に進める必要がある。

なお、本事業においては、設備導入後の維持管理業務等において、民間のノウハウ、技術的能力を活用できる「ESCO（Energy Service Company）事業」を導入することとしたい。

本事業に関する専門的な知識や対象業務に対する発想、課題解決方法、取組体制等の提案を審査し、町にとって最も適切な創造力、技術力、経験等を有する事業者を総合的に評価する必要があるため、本事業の目的に合致する優れた民間事業者の提案を受けるために、提案の募集を公募型プロポーザル方式により行うものである。

3 業務の内容

令和 8 年度業務に関すること

(1) 対象設備

町が管理する防犯灯及び更新対象防犯灯の数量は以下を想定している。

ア 管理数 : 1,800 基

イ 更新対象数 : 1,400 基

(2) 現地確認・精査等

実施設計にあたり、台帳等を基に以下の内容について精査する。

ア 町が所有する全ての防犯灯の位置調査 (LED 更新済も含む)

イ 所在地、引込柱、管理番号、お客様番号等設備管理上必要となる各種情報の調査

ウ 更新対象防犯灯の設備調査

灯具の種類、引込方法 (単独、分電盤)、ワット数、アダプタの有無

エ 更新対象防犯灯の専用柱、電柱共架アームの劣化判定

老朽化していると判定された場合は、対応について町と協議する。

(3) 電力契約の照合、電力契約申込み、共架申請 (原則として、LED 更新済のものも含む)

ア 電力会社と緊密に連携し、既設防犯灯等に関する電力契約の調査照合及び現地調査結果の突合

イ 電力契約と既設防犯灯等との数量相違の把握・整合

設備があつて電力契約がないもの、又は電力契約があつて設備がないものを選別し、電力会社及び町と緊密な協議を行い、両者の整合を図る。

ウ 既設防犯灯等の LED 化に伴う契約変更の申込み及び現地調査で把握した契約相違に関わる新設又は減設申込みの実施

エ 電力契約の突合調査結果及び減設申込み完了報告書の提出

(4) 防犯灯台帳の更新

ア 町が管理している防犯灯台帳システムより抽出した防犯灯情報 (CSV データ) の内容を、必要事項更新してデータ提出を行うこと。

イ 現地調査により得た防犯灯の位置情報データについては、町が指定する形式で提出を行うこと。

(5) 防犯灯管理プレートの設置

ア 管理番号を表記した管理プレート又はステッカーを、歩行者及び利用者から視認しやすい

箇所に設置すること。

イ 管理番号は、既存の番号を廃止し、新たな番号を照明灯 1 基に対し 1 つ割り当てるものとするただし、管理番号の割り当て方法については、事前に担当課と協議すること。

ウ 管理プレート（ステッカー）の材質は、耐候性能があり、錆の発生がないものとし、文字は劣化しにくく視認が容易なものとする。

エ 既に LED 化されている防犯灯についても、管理プレートを設置すること。

オ 本契約期間中において、町が新設した防犯灯及び開発行為等により管理者以外のものが設置し、町に移管される防犯灯についても、管理プレートを設置すること。なお、新設及び移管される防犯灯等は、約 100 灯（年間約 10 灯）を、提案時においては見込むこと。

(6) 設備の LED 化改修等に係る計画の策定、設計、施工及び施工管理

関係行政機関の指導及び関係諸法規を遵守しつつ、以下について実施すること。

ア 現地調査及び電力契約照合結果に基づき、施工計画を策定し、施工・施工管理を行う。

イ 本事業のメリットを最大限に享受できる施工計画の策定、施工及び施工管理を行うこと。

ウ 近隣住民や交通及び施設利用者に配慮し十分な安全対策を講じた施工計画の策定、施工及び施工管理を行うこと。

エ 作業者の安全と作業負担に十分配慮した施工計画の策定、施工及び施工管理を行うこと。

オ 施工完了報告書の提出を行うこと。

(7) 既設防犯灯設備の撤去、リサイクル及び廃棄処分

関係行政機関の指導及び関係諸法規を遵守しつつ、以下について実施すること。

ア リサイクルや廃棄処分に関する施工計画を策定すること。

イ 撤去工事の施工及び施工管理を実施すること。

ウ 撤去した設備（灯具本体、グローブ、ガラス、ランプ、安定器、防犯灯専用柱、根巻コンクリート）については、環境保護の観点から、原則再利用し、撤去した設備は項目ごとにリサイクルの具体的な方法について報告すること。

また、廃棄する場合は、関係行政機関の指導及び関係諸法規を遵守した上で処分すること。

なお、廃棄したものについても再利用のものと併せて報告すること。

令和 9 年度から令和 18 年度業務に関すること

(8) 設備の維持管理・保証

ア 事業者は、引渡しの完了した対象設備について、維持管理に係る事業計画に基づき、町等からの修繕連絡を受けた後、該当設備を調査し、修繕等を行う。

イ 事業者は、既にLED化されている防犯灯についても、契約終了まで維持管理を行うこと。

ウ 事業者は、町が新設した防犯灯及び開発行為等により管理者以外のものが設置し、町に移管される防犯灯についても、契約終了まで維持管理を行うこと。

エ 本契約にて更新した設備の設置後から契約満了（10年間）までの間、不点灯等の不具合発生時に速やかに対応を行うこと。

オ 事業者は、町等から受け付けた該当設備の故障（不点灯等）について原因究明を行い、原則5営業日以内に修繕を行う。

ただし、やむを得ない事情により期間中の修繕が行えない場合には、日程等について町と協議を行う。

カ 緊急的な初動対応が必要な場合（倒壊した防犯灯が道路を塞いでいる場合等）は、速やかに町へ報告するとともに応急的な対応作業を実施するものとする。

キ 修繕の際に生じる費用は、その損害の原因により次のとおり各々が負担することとする。

(1) 事業者が費用負担する場合

- a 改良した設備の不具合による故障
- b 本事業導入時の施工不良による故障
- c 本事業期間中の事業者による施工不良による故障又は破損
- d 火災、落雷、破損、盗難、雪害、風害、いたずら・破壊行為、台風等による洪水・土砂崩れ等の水害、車両の接触・衝突、電氣的・機械的事故などその他偶然、外来かつ急激な事故によって生じた損害

(2) 町が費用負担する場合

- a 清掃、近接樹木の伐採、除雪など町又は町の依頼による作業者の責による損害
- b 地震、噴火に起因する損害
- c 戦争、暴動、変乱による損害
- d 既設LED器具の寿命
- e その他、上記(1)以外で、事業者の責によらない損害

ク 事業者は、設備の修繕の実施結果及び設備の維持管理状況を定期的に町に報告する。

町は、維持管理が計画どおりではない、又は不十分であると認められるときは、事業者に対して必要な措置を命ずることができる。

ケ 事業者は、町が町民等から受けた要望（まぶしい、暗い等）について、遮光板（又はルーバー等）の設置、灯具の変更等の対応を行う。

(9) 省エネルギー効果の計測・検証・保証

ア 事業者は、提案書に示した電気料金削減額及び削減保証額が確実に守られていることを証明するために、計測・検証業務を行うものとする。

イ 事業者は、年度毎にアの検証結果及び修理・交換等の記録を町に報告するとともに、町の確認を受けること。

ウ 検証の結果、契約どおりに電気料金が削減できず、削減保証額に満たなかった場合は、その差額を事業者が補償する。

(10) 防犯灯柱の建て替え

ア 建替え箇所は10mテーパーポール、防犯灯ポールを見込むものとする。

イ 施工は基礎も含むとして、基礎の流用は認めない。

(11) 照明器具に関する事項

ア 共通事項

(ア) 品質を保証する為、ISO9001及びISO14001を取得している日本国内メーカーの製品とすること。

(イ) 本町に納入実績があるメーカーの製品とすること。

(ウ) 電気用品安全法に基づく基準に適合していること。

(エ) 照明器具の製造・販売の実績が20年以上あるメーカーの製品とすること。

(オ) LED照明器具の製造・販売の実績が10年以上あるメーカーの製品とすること。

(カ) 製品に形式・ロットナンバーが明記され、管理がされていること。

(キ) 製品に使用されているLEDチップは、製造業者を明確にできること。

(ク) フリッカーが発生しないこと、又はフリッカー対策をしていること。

(ケ) 町民等からの要望に対応するため、遮光板又はルーバー等を灯具に取り付けることが可能な構造であること。

(コ) 既設防犯灯等に遮光機能（遮光板又はルーバー等）が備わっている箇所は、同党の機能を有するものとする。ただし、設置状況により不要とされるものがある場合は本町と協議のうえ、決定する。

(サ) 景観や近隣の住環境等に、特に配慮すべき事由がある場合においては、LEDランプの使用について、別途検討し、本町と協議のうえ、決定すること。

(シ) 既存防犯灯等と同等程度の照度を確保すること。ただし、現場状況などによって、変更する場合は、本町と協議のうえ、決定すること。

イ 防犯灯

(ア) 国土交通省発行「LED 道路・トンネル照明導入ガイドライン（案）平成 27 年 3 月版」に適合すること。

(イ) 入力電圧は 100V から 200V までに対応できること。

(ウ) ワイヤーなどによる落下防止対策を講じること。

(エ) 既存防犯灯と同等照度の路面照度を確保することを原則とし角度が調節できるものとする。

(オ) 既設ポールに通常の設置が困難な場合は、異形アダプタを設置し、交換を行うこと。

(カ) 定格寿命は 60,000 時間（光束維持率 80%未満になった時）以上とし、安全な使用が可能であること。LED ランプでの更新の場合定格寿命は 40,000 時間（光束維持率 80%未満になった時）以上とすること。

(キ) 演色性は、平均演色評価数 Ra が 70 以上であること。

(ク) 固有エネルギー消費効率は 80lm/W 以上であること。

(ケ) 落雷による故障を低減するために、耐雷サージ機能を搭載すること。

(コ) IP（保護等級）は原則 65 以上とすること。

(サ) 使用する製品のメーカーは統一すること

(シ) 消費電力は下記を満たす機器であること。

KCE05L（水銀灯 250W 相当）	40W 以下
KCE07L（水銀灯 300W 相当）	60W 以下
KCE10L（水銀灯 400W 相当）	100W 以下

5 その他

- (1) 受託者は、本業務の目的や意図を十分に理解したうえで、仕様に基づいた計画を作成し、委託者と打ち合わせを行い、誠意をもって業務を遂行するものとする。
- (2) 受注者は、改正個人情報保護法を遵守し、本町が提供する業務に必要な情報資産の管理に万全を期すとともに、業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。
- (3) 受注者は、本業務の遂行において本町から資料の貸与を受ける必要がある場合は、本町と協議のうえ貸与を受けること。なお、貸与を受けた場合は、業務終了後速やかに資料を返却すること。また、貸与を受けた資料を汚損等させた場合は、受注者の責任において復旧すること。
- (4) E S C O提案が達成できないことによる損失は、原則として事業者が負担する。ただし、天災や経済状況・運営状況の大幅な変動など、事業者の責に帰さない合理的な理由がある場合は、別途協議を行う。
- (5) 予想されるリスクと責任分担については、表1のとおりとする。
- (6) 優先交渉権者が詳細協議後に、契約締結が困難になった場合及び契約締結後に本業務の継続が困難となった場合は、本町は次点交渉権者と協議を行うこととし、優先交渉権者は本町に対してそれまでに要した費用を請求できない。
- (7) 契約締結後、本町の責により事業が中止された場合は、事業者はそれまでに要した費用を上限に、本町と協議のうえ、合意した金額を請求できるものとする。
- (8) 本業務の実施に関し、仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、その都度本町と協議を行い決定すること。

表1 予想されるリスクと責任分担

リスクの種類	リスク内容	負担者		
		本町	事業者	
事業全般	募集要項の誤り	○		
	提案の誤り		○	
	第三者賠償		○	
	効果保証の未達		○	
	安全性の確保		○	
	環境の保全		○	
	制度の変更	法令・許認可・税制の変更	協議	
	事業の中止・延期	事業者の帰責事由による中止・延期		○
		周辺住民等の反対による中止・延期	協議	
		本町の指示	○	
不可抗力	天災などによる事業の変更・中止・延期	協議		
計画・設計段階	物価変動	急激なインフレ・デフレ(設計費に対して影響あるもの)		
	設計変更	本町の提示条件・指示の不備によるもの	○	
		事業者の指示・判断の不備によるもの		○
	資金調達	必要な資金の確保に関する事	○	

工事段階	物価変動	急激なインフレ・デフレ(工事費に対して影響あるもの)	
	用地の確保		○

	設計変更	本町の提示条件・指示の不備によるもの	○	
		事業者の指示・判断に不備によるもの		○
	工事遅延・未完工	本町の帰責事由による工事遅延・未完工による引き渡しの延期	○	
		事業者の帰責事由による工事遅延・未完工による引き渡しの延期		○
	工事費の増大	本町の指示、承諾による増大	○	
		事業者の指示・判断の不備による増大		○
	性能	要求仕様不適合（施工不良含む）		○
	一般的改善	引き渡し前に工事目的物等に関して生じた損害		○
		引き渡し前に工事に起因し施設に生じた損害		○
	支払遅延・不能	本町の帰責事由による支払いの遅延・不能によるもの	○	
計測・検証報告の遅延により支払を留保するもの			○	
省エネルギー保証行為の不履行			○	
維持管理関連	計画変更	本町の帰責事由による事業内容の変更	○	
		事業者が必要と考える計画変更		○
	維持管理費の増大	計画変更以外の要因による維持管理費の増大	協議	
	E S C O 設備の損傷	本町の故意・過失に起因するE S C O設備の損傷	○	
		事業者の故意・過失に起因するE S C O設備の損傷		○
	町有施設・設備の損傷	事業者の故意・過失に起因する町有施設・設備の損傷		○

		不可抗力以外のその他の原因による町有施設・設備の損傷	協議	
	第三者賠償	維持管理における第三者への損害賠償義務	協議	
	電気料金単価	電気料金単価の変動	○	
	エネルギー消費量	使用状況・稼働率等の変動や運転管理方法の顕著な変更	○	
計測検証	E S C O設備の不良	E S C O設備が所定の性能に達しない場合		○
	電気料金単価	電気料金単価の変動	○	
	ベースラインの調整	使用状況・稼働率等の変動や運転管理方法の変更	協議	
保障関連	性能	要求仕様不適合（施工不良含む。）		○
		仕様不適合による施設・設備への損害、本町の施設運営・業務への障害		○